

○後志広域連合地域支援事業実施要綱

〔平成28年 1 月27日〕
要綱第 1 号

改正 令和 6 年 4 月 1 日要綱第 3 号

後志広域連合地域支援事業実施要綱（平成21年後志広域連合要綱第 9 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、後志広域連合（以下「広域連合」という。）の関係町村が広域連合の委託を受けて地域支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、介護保険の被保険者が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、事業の実施に関し、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び介護予防の円滑な実施を図るための指針（平成18年厚生労働省告示第316号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（実施主体）

第 2 条 事業の実施主体は、広域連合とする。

（事業の内容）

第 3 条 事業の内容は、法第115条の45第 1 項から第 3 項までに定める次のとおりとする。

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業（法第115条の45第 1 項各号）
- (2) 包括的支援事業（法第115条の45第 2 項各号）
- (3) 任意事業（法第115条の45第 3 項各号）

2 広域連合の関係町村が、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の 4 第 2 項に規定する重層的支援体制整備事業を実施する場合は、前項に掲げる事業のうち、次の各号に掲げる事業については、当該各号に掲げる規定の事業として扱うものとする。

- (1) 地域包括支援センターの運営（社会福祉法第106条の 4 第 2 項第 1 号のイ）
- (2) 地域介護予防活動支援事業（社会福祉法第106条の 4 第 2 項第 3 号のイ）
- (3) 生活支援体制整備事業（社会福祉法第106条の 4 第 2 項第 3 号のロ）

（事業の委託）

第 4 条 広域連合は、法第115条の47第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、前条各号に掲げる事業の実施を広域連合の関係町村に委託するものとする。

2 事業を関係町村に委託する場合は、委託契約を交わすものとし、受託した関係町村は、契約事項を忠実に履行するものとする。なお、前条第 2 項各号に規定する事業を重層的支援体制整備事業の一部として実施する場合は、前条第 1 項各号から当該事業を除いた

事業の実施に係る委託契約とは別に委託契約を交わすことができる。

(地域包括支援センターの設置)

第5条 前条の規定により委託を受けた関係町村は、法第115条の46の規定により、地域包括支援センターを設置するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年1月27日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の要綱第3条第1号の規定は、平成28年3月1日以後において同号に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を実施する関係町村に適用し、同日以後において介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない関係町村については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年要綱第3号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。